

5 個別の指導計画

Q 1 個別の指導計画は、どのようなものですか？

個別の指導計画は、子ども一人一人の障がいの状態等に応じたきめ細かな指導を行うために、教育課程を具体化したものであり、指導目標や指導内容・方法等を盛り込んだ計画です。

- 一人一人の教育的ニーズに応じ個別に作成される指導計画
- PDCAシステムの活用
- 学習指導要領等で個別の指導計画の作成を規定
- 保護者の参画による作成



■個別の指導計画の内容

的確な指導や支援を行うためには、一人一人の実態を把握して、具体的にどのように対応していけばよいかを検討し、校(園)内の関係者で共通した支援を行うことが必要です。この支援の内容を明確にしたものが、「個別の指導計画」です。

個別の指導計画には、各学校等の教育課程を踏まえ、障がいのある子どもの教育的ニーズに応じた指導や支援が行えるよう、①実態把握の情報、②長期的目標、③短期的目標、④指導や支援の内容、方法、⑤評価の観点等が明記されます。校(園)内委員会で計画を作成し、計画に基づいて実践、結果を評価して次の改善につなげる一連の過程、実態把握、Plan-Do-Check-Actionを繰り返していくことが大切です。

平成20年告示の幼稚園教育要領・小学校・中学校学習指導要領、平成21年告示の高等学校学習指導要領では、幼児児童生徒の障がいの状態等に応じて、指導や支援の計画を個別に作成することにより、指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことが明記されています。

■様式例

個別の指導計画の様式は、学校ごとに子どもの実態に応じて工夫したり、一定の地域で統一したものを使用したりしています。

実態把握表				指導計画				
記入日	平成 年 月 日	記入者		指導期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日			
児童名	性別	生年月日		長期目標				
家族状況	本人の実態や保護者のニーズ、得意とすることなどを考慮して無理のない実現可能な目標を設定します。期間は、3ヶ月～1年程度を目安とします。			短期目標	指導内容及び方法	指導の形態	評価	
障がい等の状況				学習面	長期目標を達成するためのスモールステップとなる目標を立てます。期間は、1か月～3ヶ月程度を目安とします。	指導の形態は、一斉指導や個別の指導、習熟度別グループ学習など、どの場面で誰が行う指導かが明確になるようにします。		
諸検査の結果				生活面				
生育歴	学校生活の様子	得意とすること、学習面や行動面のつまずきや困難さの状況、またその背景について、行動観察や記録を通して把握します。	行動面	指導内容、方法は、一人一人の実態や目標に基づき、学校生活全体を通して指導すべき内容を精選して設定します。				
相談歴	対人関係		対人関係					
本人・保護者の願い								
学校・担任の願い								

【小学校の様式例】

Q2 個別の指導計画の作成の手順や活用は、どのようにすればよいですか？

個別の指導計画は、校(園)内委員会で、必要な項目について検討を行い作成します。その後、保護者も参画し、関係する教職員間の共通理解を図り、支援体制を整え、実際の支援を行います。実践後は、さらに校(園)内委員会において評価し、それに基づいて個別の指導計画の見直しを行い、指導の改善を図ります。このような一般的な流れを基に、各学校によって、作成の手順について明確にしておくことが大切です。

- 各学校における個別の指導計画の作成手順や評価の検討
- 教育的ニーズを捉えるための実態把握
- 目標、指導内容、方法の検討
- 計画の評価と見直し



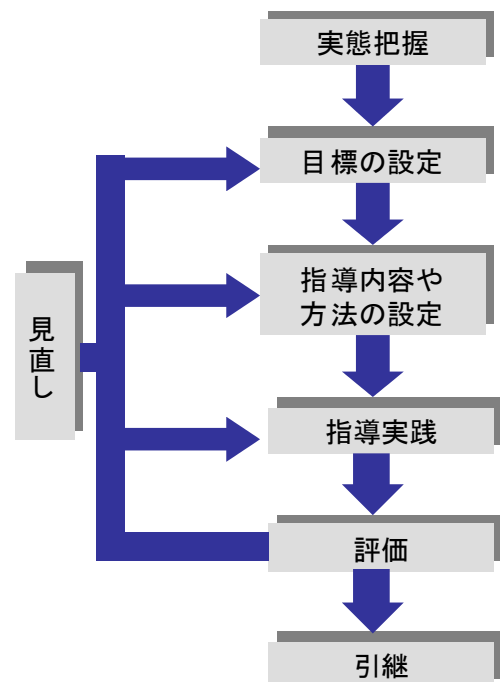
■校(園)内委員会での検討

個別の指導計画の作成を始める前に、まず校(園)内委員会において、個別の指導計画の意義や様式、作成、評価の手順等について検討し、その内容を全教職員が共通理解しておくことが必要です。様式については、子どもの実態や学校等の環境に応じて、盛り込む基本的な事項を検討します。作成の当事者である学級担任の過剰な負担とならないよう工夫し、実態把握や指導・支援の内容を共有するために必要なものを精選しましょう。

■実態把握

学級担任やその他の教職員が、学習面や行動面で気になる子どもに気づいた時点から、特別支援教育コーディネーターや校(園)内委員会につながるように校内体制を整えておくことが重要です。もちろん、日頃から、特別支援教育コーディネーターは、気になる子どもの実態や保護者のニーズを把握しておくことが大事です。

特別な教育的支援が必要であると校(園)内委員会で判断した子どもについて、子どもの状態や本人、保護者のニーズ等、あらゆる角度から情報を収集し、実態把握を行います。実態把握では、子どもについて最もよく理解している学級担任が中心となり、特別支援教育コーディネーターと協力しながら、情報収集に当たります。これまでの指導の経過や入学前の教育の状況、生育歴等につ



【個別の指導計画の作成の流れ】

いて情報が必要な場合もあります。このとき、保護者との連携に十分配慮し、必要な情報について共有し合うことが大切です。

なお、実態把握の内容は、個人情報であるため、その活用と管理には、教職員の共通理解を図るなど、個人のプライバシーが損なわれないよう、十分な配慮が必要となります。

■目標、指導内容、方法の設定

実態把握の結果から、どのようなことを目指すのか、長期的目標について検討します。次に、その目標を達成するための具体的な計画を作成していきます。一般的には長期的な目標を達成するための短期的な目標や指導内容の設定、指導の手立ての工夫、指導者や場面の設定等が挙げられます。さらに、どのような場合に目標が達成されたとみなすか、具体的な評価の基準を明確にしておくことも重要です。

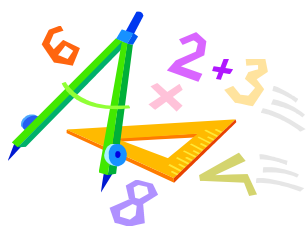
個別の指導計画の作成は、子どもに関わる関係者等を招集した校(園)内委員会において行います。関係者の合意の下に作成を進め、適切な指導、支援につなげていくことが大切です。

■実践・評価

個別の指導計画を基に実践を行います。計画が適切であったか、日々の実践と照らし合わせながら、評価を行います。目標は妥当であったか、指導内容、課題の順序や手立ての工夫は適切であったかなど、あらゆる面から評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。このような修正を繰り返した結果、個別の指導計画は完成していきます。

なかなか実践がうまくいかず指導の成果が現れにくい場合は、校(園)内委員会やケース会議を開き、的確な指導、支援が実現されるように個別の指導計画の検討を重ねます。必要に応じて、地域の特別支援学校や専門家チームからの助言・援助を受けることもできます。

さらに、個別の指導計画に基づいて指導した結果、どのように子どもが変わったかについて校(園)内委員会で最終的に評価を行い、次年度へ引き継ぐ重要な情報として活用します。



Q3 個別の指導計画の引継ぎは、どのようにすればよいですか？

個別の指導計画は、次の年度の担任や進路先において適切な支援を行うために重要なものです。単に個別の指導計画を受け渡しするだけでなく、時間をとって話し合いを行い、内容を共通理解しておくことが望まれます。各学校によって、どのような手順で、どの時期に引継ぎを行うか、校(園)内委員会等において十分検討しておきましょう。

- 引継ぎの手順、日程の検討
- 引継事項の検討
- 引継ぎのための会の設定
- 個人情報保護への配慮



特別な教育的支援が必要な子どもは、学校や学年が変わるときに、これまでできていたことができなくなったり、環境の変化により、落ち着きをなくしたりする場合があります。そこで、新旧の学級担任や関係者の間で、情報が適切に引き継がれ、一貫した指導・支援が行われることは大変重要です。個別の指導計画は、この引継ぎの重要な情報となります。次の学校や学年では、この引き継がれた個別の指導計画を基に、新たな計画が立てられることになります。

引継ぎは、個別の指導計画を渡すだけでなく、時間をとって話し合いをもつことが望まれます。個別の指導計画を基に指導した結果、子どもがどのように変わったかとともに、どのような指導内容や手立てが有効であったかについても、非常に重要な情報です。次の担任が子どもを理解しやすいように、個別の指導計画に基づいた取組の経過を含めて記録を残し、共有できるようにしていきましょう。

また、進学や転学等に際しても、適切な指導が一貫して行われるよう個別の指導計画が引き継がれていくことが大切です。本人や保護者、進学先等と十分に話し合いを行い、適切な引継ぎが行われるようにしましょう。そのためには、特別支援教育コーディネーターが調整を行い、学校の内外の関係者と連絡会が行えるように計画を立てましょう。

なお、作成した個別の指導計画は、個人情報を含んだ文書であるため、その活用と管理には、教職員の共通理解を図るなど、個人のプライバシーが損なわれないよう、十分な配慮が必要となります。



6 個別の教育支援計画

Q 1 個別の教育支援計画は、どのようなものですか？

「個別の教育支援計画」は、障がいのある子ども一人一人に対して、医療、福祉、労働等の関係機関が連携し、子どもの障がいの状態等に関わる情報を共有化し、乳幼児期から学校卒業後までを通して、一貫した支援を効果的に行うための長期的な計画です。

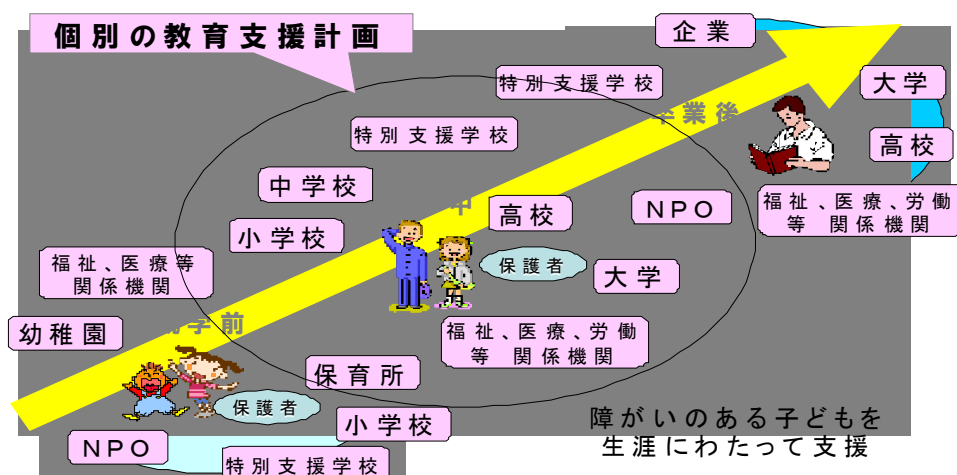
- 保護者の参画、関係者、関係機関の連携
- 個人情報保護に関する配慮
- 個別の支援計画との関連
- 学習指導要領等で個別の教育支援計画の作成を規定



障がいのある子どもが、生涯にわたって地域で自立し、社会参加していくためには、教育だけでなく、福祉、医療、労働等の様々な側面からの取組を含め、関係機関等の密接な連携協力の下に、多様な支援が確保されることが不可欠です。障害者基本計画では、子どものライフステージに応じて、関係機関、関係部局が連携して、ニーズに応じた支援を効果的に実施するための「個別の支援計画」を作成することと提言しています。

そこで、障がいのある子どもが教育の対象である時期に、学校が中心となって、教育の視点から適切な対応をしていくという考えの下、作成されるものが「個別の教育支援計画」です。つまり、「個別の教育支援計画」の目的は、障がいのある子どもに対し、一貫した長期的な視点で、関係機関が連携して的確な教育的支援を行うことにあります。

平成20年告示の小学校・中学校学習指導要領及び平成21年告示の高等学校学習指導要領では、障がいのある特別な教育的支援が必要な子どもについて、関係機関と連携し適切な支援の計画を作成することが明記されています。つまり、特別支援教育の対象となる幼児児童生徒一人一人のニーズに応じて、個別の教育支援計画を作成することが必要となります。



Q2 個別の指導計画とは、どのように違うのですか？

特別な教育的支援が必要な子どもについて、学校では保護者等の協力を得ながら、個別の指導計画を作成し、適切な指導、支援を行います。しかし、対象の子どもに関わる関係者や関係機関においても、ニーズに応じた教育的支援を一貫して効果的に行うことが必要です。つまり、長期的な視点に立った教育上の指導や支援について、関係者や関係機関が具体的に検討し、分担して実践していくために作成される計画が「個別の教育支援計画」です。

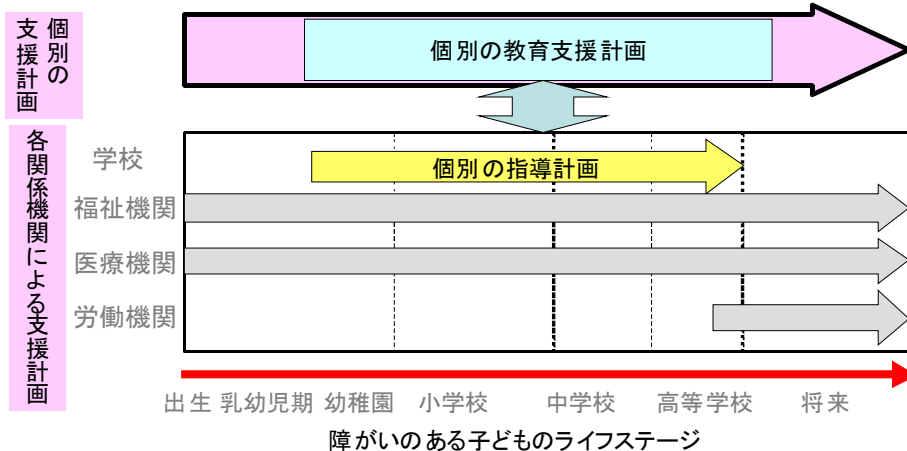
- 一貫した長期的な視点で、教育的支援を関係者が役割分担
- 関係者、関係機関の連携
- 個別の支援計画との関連
- 学習指導要領等で個別の教育支援計画の作成を規定



「個別の教育支援計画」は、障がいのある子どもに関わる様々な関係者が、子どもの障がいの状態等の情報を共有し、教育的支援の目標や内容、関係者の役割分担等について計画を作成するものです。より長期的な視点に立った支援が必要であることから、子どものライフステージに応じて関係機関間の連携を図っていくことが大切になります。学齢期のライフステージの中心は学校であることから、学校が中心となって連携を図る役割を担います。作成に当たっては、保護者が積極的に参加していくことも重要です。このように、「個別の教育支援計画」は、障がいのある子どもを、生涯にわたって総合的に支援していくための計画であると言えます。

一方、「個別の指導計画」は、一人一人の子どもの障がいの状態等に応じたきめ細かい指導が行えるよう、教育的ニーズを把握し、具体的に指導目標や指導内容、方法等を盛り込んだ学校内における学習の指導計画です。校内委員会等において計画が検討され作成されますが、子どもの実態把握に当たっては、保護者等との連携に十分配慮します。個別の指導計画を作成することにより、個々の幼児児童生徒に応じた適切な指導や支援が明確になり、実践しやすくなります。

つまり、「個別の指導計画」は、「個別の教育支援計画」を支える学校における教育計画であると言えます。



【個別の指導計画と個別の教育支援計画の関係】

Q 3 個別の教育支援計画の作成の手順や活用は、どのようにすればよいですか？

個別の教育支援計画の作成の手順や評価の仕方について、一般的な手順を基に、校(園)内委員会等で検討を行います。個別の教育支援計画についての研修を行い、教職員間で十分共通理解を図ることも大切です。作成を担当する関係者、関係機関が支援会議において、計画の作成、評価等を行います。

- 対象となる子どもの実態、ニーズの把握
- 支援会議において支援目標、内容の設定、支援機関等の明確化
- 評価の内容及び時期、改善すべき内容及び引継事項の明確化
- 保護者の参画
- 個人情報保護への配慮



■個別の教育支援計画が必要な子どもの把握

校(園)内委員会で、対象となる子どもの実態や関係機関との連携の状況について、情報を収集し、個別の教育支援計画の作成が必要であるかどうか判断します。

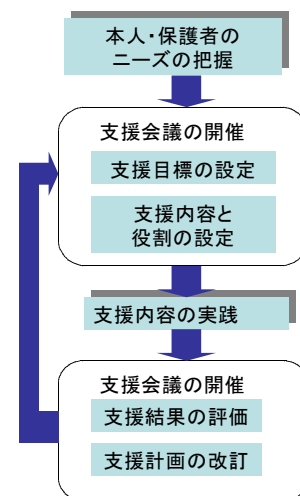
■連携が必要となる関係者・関係機関

障がいのある子どもを支援する関係機関は、学校外の教育、医療、福祉、労働等様々な分野が考えられます。各関係機関等での必要な支援の内容は、子どもの成長・発達等に伴って変わります。まず、実際に、どのような支援を行っているかについて情報を共有し、他機関との連携の重要性を認識しながら、さらに連携を深めていくことが重要です。

■支援会議の開催

支援会議では、子どもに関わる関係者、関係機関が一堂に会し、個別の教育支援計画を作成したり、その計画に沿って、各関係機関で支援が行われ、一定期間において支援内容や方法について評価し、必要に応じて計画の見直しを行ったりします。

対象となる子どもの人数が多い場合や関係機関の都合等で会議の設定が困難な場合には、書面で個別の教育支援計画の原案を共有し、各関係機関等で検討してもらい、改善すべき内容を再度集約して、計画の見直しを行うといった持ち回り会議の方法をとる場合もあります。



【個別の教育支援計画作成の手順】

ただし、個人のプライバシー保護の観点から、計画の内容等の個人情報については、取扱いに十分に留意し、関係者間で一定のルールを設けておく必要があります。

■個別の教育支援計画の作成の留意点

個別の教育支援計画の作成においては、保護者も重要な支援者であることから、積極的に参画し、その内容を十分に把握してもらうことが大切です。また、各関係者、関係機関で計画の受け渡しをする場合には、その情報の共有について保護者の同意があることが前提となります。個別の教育支援計画の様式に、保護者の同意の欄を設ける等の工夫を行っている学校もあります。なお、本人に対しても内容を開示することが前提ですが、対象の子どもの発達の段階や心理状態等を十分に考慮しながら、保護者と十分協議して判断することが大切です。

■個別の教育支援計画の様式

個別の教育支援計画の様式は、特に決まったものではなく、計画に盛り込まれる内容として、①本人・保護者のニーズ、②支援の目標、③支援の内容、④支援を行う関係者、関係機関、⑤支援の評価、引継内容等の項目が考えられます。このような内容について、各学校や地域において適切な様式を定め、一人一人のニーズに応じた支援につないでいくことが大切です。

【中学校での様式例】

在籍校名				作成担当者・作成日
氏名	性別		保護者名・続柄	
生年月日 (学年・年齢)				住所・連絡先
関係機関	機関名	住所・連絡先		担当者
本人の実態 (現在の状況)				
本人及び 保護者のニーズ	本人			
	保護者			
支援の長期目標				
支援の短期目標 及び支援内容	学 校		家 庭	関係機関
	目 標			
	内 容			
支援の評価 引継事項				
<p>この「個別の教育支援計画」の記載内容に同意します。 また、以下の関係機関において「個別の教育支援計画」が活用されることに同意します。</p> <p>関係機関名 個別の教育支援計画作成責任者</p> <p>本人氏名 保護者氏名 学校名</p> <p>校長名</p> <p>印 印</p>				

Q 4 個別の教育支援計画の引継ぎは、どのようにすればよいですか。

個別の教育支援計画は、障がいのある子どもについて一貫した長期的な視点で、関係機関が連携して的確な教育的支援を行うことを目的としていますから、滞ることなく計画が引き継がれていく必要があります。支援会議等において、引継ぎの手順や時期について検討を行い、適切な引継ぎが行われるようにしておきましょう。

- 支援会議において引継ぎの手順、日程の検討
- 引継事項の検討
- 関係者、関係機関とのネットワーク
- 個人情報保護への配慮



個別の教育支援計画は、各関係者、関係機関の支援の実施状況について、一定の期間において情報交換をし、評価を行うとともに計画を見直し、修正を行うことでより適切な計画にしていくことが必要です。情報交換や評価をする時期については、子どもの実態等により異なりますから、支援会議の際に協議しておきます。

このように作成された個別の教育支援計画は、次年度や進学先等での関係者、関係機関へと引き継がれることが重要です。その際、単に個別の教育支援計画を渡すだけではなく、十分な話し合いを行うことが望まれます。特別支援教育コーディネーターが各関係機関と調整を行い、関係者とネットワークを広げていくことが重要となります。



7 保護者との連携

Q 1 保護者からの相談を行う場合、窓口になるのは、誰ですか？

相談窓口は、学級担任や特別支援教育コーディネーターだけでなく、保護者が相談しやすい教員に相談できるよう複数の窓口を用意し、柔軟な対応をすることが大切です。

- 学級担任、特別支援教育コーディネーター、管理職
- 相談しやすい教員



保護者が学校を訪ねて相談をする時は、学校(幼稚園等)、家庭での子どもの様子をどのように理解すればよいのか悩み、先生に聞いてもらいたい、相談してみたいという不安な気持ちで来校(園)されることが多いようです。その際、教師の話聞く態度が、保護者にとってどのような印象であるかということは、その後の保護者との関係づくりという点でも重要なポイントとなります。ですから、相談の窓口になった場合は、まず、保護者の思いを受け止め、相手の気持ちになって聞く姿勢を示して、保護者が話やすい環境を整えることが大切です。

Q 2 保護者との相談の際には、どのようなことに配慮すればよいですか？

保護者の気持ちや置かれている状況を考え、保護者とともに子どもを支援するという姿勢で接することが重要です。

- 共感的な態度
- 保護者との信頼関係
- 保護者と共に考える対応策



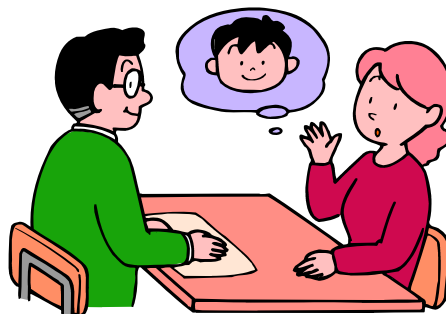
保護者は、自分の子どものことで周りの人たちからいろいろな誤解を受けたり、周囲に相談できる人がいないと孤立してしまったり、自分の子育て上の責任ではないかなど、いろいろ悩んで相談に来ることが多いようです。

まずは、実際に相談に訪れるまでの努力や苦勞に対しねぎらい、場を和ませる話題で雰囲気作りをして、何よりも安心感を与えることが重要です。

座る際には、真正面で向き合うのは対決姿勢になってしまい、保護者の不快感や不安感につながる場合もあるので、対面する向きと距離の調整をしましょう。

そして、保護者の思いや考えを十分に聞き、何とかしたいという気持ちを理解し、受け止めるという共感的な態度で相談を始めましょう。保護者の立場からすると、聞いてもらったということだけでも、不安感が軽減する場合があります。

一方、相談を受けている教員は、ゆっくりと話を聞きながら、保護者の話の内容、声の調子から不安や悩みがどれくらい深刻であるのかを感じ取ることも必要です。さらには、教員としての専門性を生かしながら、保護者が自分の子どもの状態をどのように認識し、受け止めているのかをしっかりと把握することが必要です。



時には、保護者の話が混乱していることもあります。そのような時は、話の切れ目に「～ということなんです。」と内容を整理していきながら、保護者が子どもの実態を客観的に捉えることができるよう支援したり、よりよい方向性を一緒に考えていく必要があります。

また、一回の相談で、性急に結論を出そうとして、一方的に指導や助言をして終了することは、保護者に不信感や反感を抱かせることにもなり、注意が必要です。繰り返し、丁寧に相談を行っていくことが大切です。

保護者がたくさんの不安を抱えた状況の中で、教員が理想的な対応を勧めても、保護者には受け入れられなくなる場合もあります。「お母さんも、家庭で大変だと思いますが、1日5分でも良いから家庭で一緒に取り組んでみてはどうでしょうか。」「学校では、このような点から支援を行いますので、できる範囲で御協力いただけませんか。」といった保護者の視点に立った対応の依頼が望まれます。

また、学校の対応だけでは限界もあります。必要に応じて関係機関の適切な支援を受けた方がよい場合もあります。そのような時は、保護者と十分話をし、了解を得た上で関係機関と連携し、充実した支援につなげることも必要になります。



Q 3 保護者から支援の方法について要望を出された場合は、どのように対応すればよいですか？

保護者の中には、障がいの特性やその支援の方法について詳しく学習し、知識が豊富な方もいます。相談されたことに対して、「お母さんの心配のしすぎでは？」というような安易な返事をするのは、「先生は本当に子どものことを理解しているのだろうか。」というような不安を抱かせてしまうことにもつながりかねません。

- 保護者の意見や考え方への共感
- できることから取り組むという姿勢



保護者と相談を進めていく中で、時には、保護者が支援の方法について、具体的に意見や要望を出してくる場合もあります。

「私は、指導の経験がないので、そのようなことはできません。」という否定的な対応ではなく、「できることから一つでも取り組んでみます。」とか、「私は、今までそのような方法を実践したことがないので、いろいろ教えてください。」などのように、保護者と共通認識のもと、子どもを見守り、支援していくという姿勢を示すことが必要です。



そして、実践を通して得られた成果や子どもの変容などを日常的に保護者に伝えていくことで、信頼関係が深まっていきます。保護者と連携ができれば、指導の効果をさらに高めることができます。

Q 4 特別な支援を必要とする子どもの保護者から、周りの子どもたちへ説明して欲しいと相談があった場合は、どのように進めていけばよいですか？

特別な支援を必要とする子どもの行動が、学校生活上問題となる場合、子ども本人が抱える困難さについて、周りの子どもに説明し、理解を求めることが必要となります。

その際、「何を話すべきか」「どのように伝えればよいか」ということを十分考え、周りの子どもたちが、特別な支援を必要とする子どもの行動を肯定的にとらえることができるように説明することが重要です。

- 説明内容について保護者と本人の了解
- 周りの子どもの正しい理解
- 説明後の周りの子どもたちの関わり方



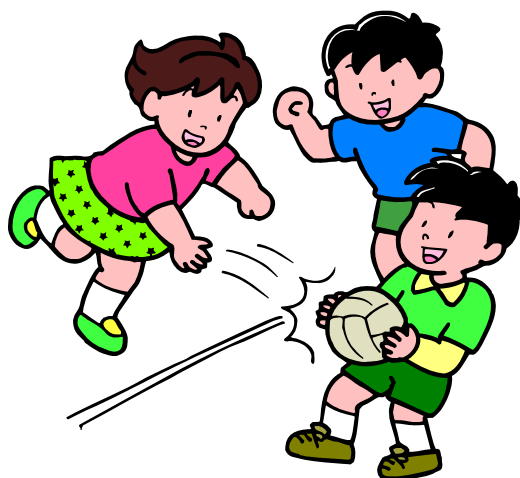
説明には、決まった方法があるわけではありませんが、時間を特設して説明する場合と日頃の教育活動の中で、教師の接し方をモデルとして説明する場合があります。

時間を特設して説明する場合は、「何を」、「どこまで伝えるのか」、「どのように表現したらよいか」を考える必要があります。このとき、最優先して考えなければならないことは、本人が困っている状況が本人の特性によるもので、それは周りの者の理解が必要であることを正しく伝え、しっかりと理解してもらうことです。そのために、診断名を出す必要があるかどうかということも含めて、保護者や本人と説明する内容について、十分話し合っておくことが大切です。保護者や本人が了解していないことは、話すことはできません。

一般的には、診断名ではなく、「一人一人の違い」や、だれでも持っている「苦手さ」の延長線上にあることで説明をする方がよいでしょう。そして、説明した後に、周りの子どもたちが、本人をいじめやからかいの対象としていないかという点についても配慮することが必要です。

教師の接し方をモデルとして説明する場合は、教師の接し方が周りの子どもたちに影響するという点がポイントとなります。教師の接し方が適切であれば、周りの子どもたちも同じように適切な接し方を行えるようになります。

いずれの方法にしても、説明をすることを通して、「相手の気持ちや立場を理解し、適切に支援ができる周りの子どもたちを一人でも多く育てること」が大切です。



8 関係機関との連携

県内には、いくつかの相談機関があります。各関係機関の活用については、役割を十分考慮した上で関係機関と連携を図っていきましょう。

Q 1 特別な支援が必要な子どもたちについて相談ができる関係機関は、どのようなところがありますか？

教育機関

■特別支援学校

県内すべての特別支援学校15校に特別支援教育の相談窓口があります。地域の幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校の依頼に応じて、特別支援教育コーディネーター等による巡回相談、来訪相談、教育相談等を行っています。

詳しい手続き等は、近隣の特別支援学校へ直接連絡してください。

■宮崎県教育研修センター

不登校、学校不適應、いじめ、学業、性格・行動、進路、子育て、しつけ、LD(学習障がい)、ADHD(注意欠陥多動性障がい)、知的障がい、自閉症、発達・就学、等の学校や家庭に関わる教育相談を行っています。対象は幼児・児童生徒・保護者・教職員・地域の人々となっています。教育相談や電話相談はふれあいコールとして、教育相談専門員が相談に応じます。来訪相談は、事前に電話等による申し込みが必要です。

■教育委員会

各市町村教育委員会では、学齢児童生徒の就学等に関する事など全般的な相談を行っています。

医療機関

医療機関の情報は、医師・保護者間の情報であるため、医師の診断やアドバイス、服薬等については、保護者から情報を得ることになります。

保護者が学校や園に伝えられない場合は、保護者の同意や承諾のもと、保護者から医師へ情報提供を依頼し、学校や園が医師から直接情報を得ることが可能です。

医療的立場として、心理士による定期的なカウンセリングを行っている医療機関もあります。

福祉機関

■保健所

各市町村に保健所や保健センターがあり、乳幼児期の健康診査や母子保健に関する相談を保健師が行っています。子育てに関する悩み、療育機関への橋渡し、小学校入学以前に保護者の相談役として対応しています。

■児童相談所

児童福祉士(ソーシャルワーカー)、臨床心理士、医師、などの専門スタッフが相談を行います。虐待相談、養育困難相談、身体障がい相談、知的障がい相談、判定、非行相談などを行います。

■そうだんサポートセンター

各地域で暮らしている障がい児者やその家族が安心して暮らしていけるように、そうだんサポートセンターでは、さまざまな支援をしています。コーディネーターが、訪問・巡回相談、外来・電話相談、作業所・保育所訪問をします。また障害者相談支援事業(市町村事業)として、相談支援事業があります。14か所の相談事業があります。

■発達障害者支援センター

県内3か所の支援センターでは、自閉症・発達障がい等の障がいを有する方々、その家族、およびすべての関係者の相談に応じ、関連機関との連携を図りながら、地域の中で安心した生活ができるよう専門スタッフが支援を行います。相談支援、発達支援、就労支援等については無料です。

■障害者就業・生活支援センター

障害者就業・生活支援センターは、障がい者が、地域で安心して職業生活を送ることができるよう関係機関と協力して、就業及び生活上の支援を総合的に行う機関で、県内3か所に設置してあります。

当センターでは、就職に向けた準備支援や就職相談、就職後の定着支援や就業に伴う生活上の相談等を行っています。当センターは登録制となっており、相談は無料です。

Q2 関係機関と連携を図る場合に配慮すべき点は、どのようなことですか？

関係機関には、教育、医療、保健、福祉、労働など複数の機関があり、子どもたちの実態についての客観的なアセスメントや医療的な診断、就労についての支援等について相談することができます。

- 関係機関の適切な選択
- 保護者の十分な同意や理解を得た上での関係機関へのつなぎ
- 正確な情報のやりとりと相談の目的、内容等の整理
- 個人情報に配慮した情報の共有
- 助言を生かした支援方法の工夫



関係機関の適切な選択

特別な支援を必要とする子どもは、いろいろな状況が関連している場合が多く、学校(園)内の相談だけでは、効果的な支援を行うことが難しい場合があります。校(園)内委員会で十分検討を重ねた上で、専門家の意見を得た方がよいと校長が判断した場合は、困難さがある本人やその保護者を中心として、教育、医療、保健、福祉、労働などの関係機関の担当者が、それぞれの立場で専門性を生かし協力し合いながら、総合的に対応していくことが大切です。その際、子どもの実態に応じて、様々な方法や連携先を適切に選択することが必要です。連携先の選択が困難な場合には、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターに相談してください。

保護者の同意や理解を得た上での関係機関とのつなぎ

相談や診断を受けるために関係機関につなぐときに、保護者の理解を得ることが難しい場合があります。特に多いのは、診断をめぐる場合の連携です。「学校から突然、『アスペルガー症候群の特性があるから、病院で診断を受けてきてください』と言われて、とても傷つきました。」と、保護者が話された例があります。家庭にはそれぞれ事情があり、子どもに対する保護者の想いも様々です。診断は医師のみが行うものであり、学校側が憶測で診断名を付け、いきなり診断を受けることを勧めるというのは、保護者に対して、自分の子どもが障がいのレッテルを貼られたり、学校が責任回避のためにするのではないかという大きな不安を抱かせることにもなります。保護者を関係機関につなぐ場合は、「一緒に解決していきましょう。」「今後、子どもに応じたより効果的な支援を行うために専門家の意見を参考にしたい」というような保護者の不安に寄り添う姿勢で行うことが大切です。

相談の目的や内容の整理を行った上での正確な情報のやりとり

学校から関係機関に相談が寄せられる場合、「どうかしてください」という依頼で行われる場合があります。子どもの状況が非常に切迫し、支援が大変だということもあるでしょうが、そのままつなぐというのでは、効果的な解決を図ることはできません。学校の教育としてできることはどこまでか、専門家に依頼したいのはどのような点なのか、相談の目的や内容について十分整理し、正確な情報を伝えていくなどの配慮が必要です。

個人情報に配慮した情報の共有

伝えたい内容を明確に整理した上で、伝達手段を考えることが必要です。重要な情報を共有するときは、保護者の了解を得て、直接顔を合わせて連携することが大切です。場合によっては、直接訪問して連携の依頼や要請を行うことも必要になります。

一度連携しておく、それ以後は、電子メールやファックスを利用しての情報交換も可能となりますが、個人情報を保護するという点には十分配慮し、相談期日の確認程度の内容に限定した方がよいでしょう。

また、関係機関の担当者を招聘する場合は、事前に了解を取ることはもちろんのこと、必要に応じて派遣依頼文書が必要となる場合もあるため、十分な確認が必要です。

助言を生かした支援方法の工夫

関係機関の専門家の意見は、客観的で、しかも専門的な視点からの助言であるため、大変参考になります。その助言等を校内の関係者に伝え、本人に身に付けさせたいことを明確にし、学校でできること、家庭でできることを話し合い、具体的な支援につなげていくことが重要です。

そして、支援した結果の成果や変容を本人や保護者、関係機関と共有することで、継続した連携を図ることが可能となります。

関係機関とのよい関係を保ち、効果的な連携を図るためには、以上の点に配慮してください。

**Q 3 進学のための学校間の連携の仕方は、どのようにすればよいですか？
(幼稚園等、小学校、中学校、高等学校の連携)**

子どもは成長とともに教育の場所が変わっていきますが、それまでの状況を理解した上で支援をすることは、その子にとって大切なことです。

- 学校間の連携会議の実施
- 個別の指導計画をもとにした具体的な情報交換
- 日常的な学校間の連携



幼稚園等から小学校へ

受け入れる小学校は、つぎのようなことに配慮しましょう。

- 就学時健康診断で、気になる子どもや特別な支援を受けた方がよい子どもの把握をします。
- 保健師、保護者、幼稚園等からの情報を把握します。
- 幼稚園等の支援の記録簿等をもとに連携の会議を行います。
- 校内委員会を開き、小学校での支援を検討します。必要に応じて、幼稚園等の参加を要請するなど、日頃から交流、情報共有、相互理解など積極的な連携を図るようにします。

小学校から中学校へ

受け入れる中学校は、つぎのようなことに配慮しましょう。

- 中学校での入学説明会や日頃の交流の中で、子どもの様子を観察します。
- 入学前の小学校との連絡会のときに、小学校で作成している個別の指導計画や個別の教育支援計画をもとに話し合います。
- 校内委員会を開き、中学校でどのような支援を行うかを検討します。必要に応じて小学校からの参加を要請します。

中学校から高等学校へ

受け入れる高等学校は、つぎのようなことに配慮しましょう。

- 入試の前に、配慮を必要とする生徒については、十分情報を収集します。
- 入学に際しては、生徒の特性とそれまでに行ってきた支援内容や方法について、個別の指導計画や個別の教育支援計画をもとにした情報提供を中学校に依頼します。
- 校内委員会を開き、高等学校でどのような支援を行うかを検討します。必要に応じて中学校からの参加を要請します。

Q4 高等学校の卒業に向けて、どのような連携を図りますか？

高等学校卒業後の進路の問題です。大学や専門学校等へ進学する人もいれば、就職する人もいます。これまで教育の中で培ってきたことをこれから先の関係諸機関へつないでいくことが必要になります。

- 保護者、本人の理解
- 情報の伝達
- 専門機関の活用



一人一人のニーズに応じて、本人、保護者と十分に共通理解をした後、これまで行ってきた支援等の情報を大学や専門学校、就職先へ伝える必要があります。卒業後も、関係者等と連携を図りながら、必要に応じて、相談や追指導等を行い、情報を共有していくことが重要です。

障がい者のための支援機関は、本人や保護者のニーズに応じて、将来の生活にわたって支援を行います。高等学校の特別支援教育コーディネーターは、対象となる生徒の卒業後の社会生活において関わる支援機関について把握しておく必要があります。そのためにも、支援機関の機能や障がい者に対する様々な福祉制度に関する情報を収集しておく必要があります。

障がいのある生徒が就職を目指す場合は、公共職業安定所(ハローワーク)や宮崎障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、宮崎県発達障害者支援センター、障害者サポートセンター等が就職に関する相談や就労支援を行っています。詳細は、ホームページなどで知ることができますので、本人や保護者が望む支援の内容と各支援機関が提供するサービスの内容をよく確認してつないでいく必要があります。